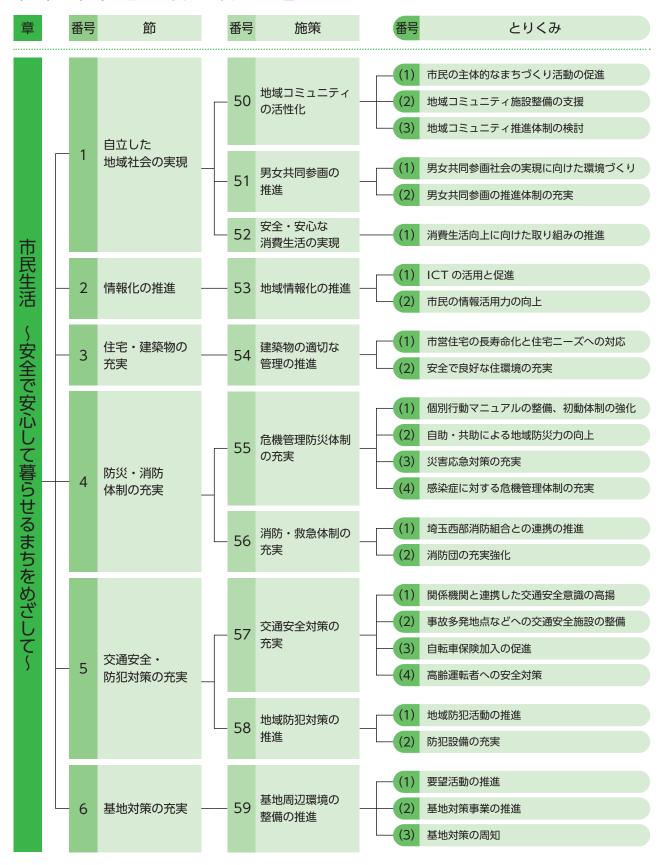


市民生活

~安全で安心して暮らせるまちをめざして~

第6章 市民生活 ~安全で安心して暮らせるまちをめざして~



施策50 地域コミュニティの活性化

施策の目指す姿

地域の課題を市民自らが考え、解決するなど、地域コミュニティへの参加意識が高まり、地域の 特色を活かしたまちづくりが進んでいます。

施策の現状

個人の価値観の多様化や自治会への参加意識の希薄化に伴い、地域コミュニティが衰退傾向にある 一方で、地区センター及び地域交流センターにおいては、地区まちづくり推進会議等を中心に、地域課 題の解決に向けた活動や市民参画によるイベントの開催などに積極的に取り組んでいます。

さらに、地域では、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」を合言葉に、まちづくりを担う団体やテー マ別に活動する団体が組織され、安全で住み良い地域にするための取り組みが進んでおり、こうした団 体と、自治会や社会福祉協議会、PTA、消防団などの多様な主体が対話を通じて、地域の課題につい て共通の認識をもつための会議等が進んでいます。

施策の課題

●地域のつながりや地域力を向上させるためには、自治会など地域の住民同士が互いに支え合うコ ミュニティの形成が必要です。そのために、地域の住民同士が活動するための拠点が必要です。

主なとりくみ

(1)市民の主体的なまちづくり活動の促進

- ●地域住民がお互いに助け合い、地域の様々な課題解決のために取り組んでいる自治会活動を支 援するとともに、自治会への加入を促進します。
- ●自治会と、社会福祉協議会、PTA、消防団などや市民活動団体との連携による地域コミュニティ の形成を促進します。
- ●地域での住民同士のつながりを強化し、地域の課題を解決するため、地区センター及び地域交流 センターが拠点となり、地区まちづくり推進会議等を中心として、まちづくりに主体的に取り組む 市民の育成や地域の特色を活かしたまちづくり活動を促進します。

第 1 節

- ●地域の課題について共通の認識をもつために、地域住民がワークショップ形式で話し合う「対話の場」を提供します。
- (2)地域コミュニティ施設整備の支援
 - ●集会所の建築や改修、借り上げなどへの助成を行い、地域コミュニティ施設の整備に対する支援 をします。
- (3)地域コミュニティ推進体制の検討
 - ●自治会を中心とした地域の多様な団体が、ゆるやかに繋がり情報共有できる仕組みを構築します。

施策の成果目標

項目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
自治会加入世帯数(4月1日時点)	46,991世帯	47,000世帯
自治会と市民活動団体の数(合計)	170団体	173団体

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●地域コミュニティの活性化のため、自治会や市民活動団体などの活動に参加しましょう。
- ●地域の集会所等を活用しましょう。

- ●ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう





施策51 男女共同参画の推進

施策の目指す姿

男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十 分発揮できる社会が実現しています。

施策の現状

男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、「政治分野における男女共同参画の推進に 関する法律」*1が施行され、社会においても女性を取り巻く格差や差別、性的少数者への理解など、 人権に関する意識に高まりが見られます。

本市では、狭山市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画センターを中心に男女が互いに人 権を尊重し、個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向け て取り組んでいます。性別による固定的な役割分担意識や、男女の格差の解消に向けた講座やセミナー を開催しています。

また、配偶者などからの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)防止の啓発や相談業務など、人 権が尊重される社会への取り組みを実施しています。

施策の課題

●男女が対等なパートナーとして、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互 いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

※1 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律とは

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則と し、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取 り組むことなどを定めた法律のこと。

主なとりくみ

(1)男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

- ●男女が認め合い、互いの人権を尊重するための啓発活動を推進します。
- ●男女が支え合い、仕事も家庭もともに担う環境づくりに取り組みます。
- ●DVなどを防止する啓発活動を推進し、相談支援体制の連携を強化します。

(2)男女共同参画の推進体制の充実

- ●国や県などの関係機関との連携を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制 の充実に取り組みます。
- ●女性があらゆる分野の政策決定過程から参画できる機会を拡充します。

施策の成果目標

項 曰	実績値	目標値
——————————————————————————————————————	令和元年度	令和7年度
審議会などにおける女性委員の割合(4月1日時点)	29.2%	40.0%
男女共同参画セミナーや講座などへの参加者数	530人	770人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●家庭や職場における男女の固定的な役割分担を見直しましょう。
- ●事業者はワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを促進し、男女共同参画の推進に努めましょう。

- ●ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう
- ●ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう







施策52

安全・安心な消費生活の実現

施策の目指す姿

商品やサービスなどに関する適切な情報の提供や、商品購入・契約トラブル、架空請求、マルチ取引、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)トラブルなどに関する的確な助言・指導により、安全で健全な消費活動が実践されています。

施策の現状

情報化社会の進展により、消費者を取り巻く環境は急速に変化しており、消費生活の利便性が高まる一方で、悪質商法は更に巧妙化するなど消費者から寄せられる相談内容は、日々、複雑さを増しています。本市では、消費生活センターにおいて、専門の相談員が相談にあたるとともに、法律的な対応が必要な場合は、弁護士による相談を実施しています。

また、消費者被害を未然に防止するため、広報紙や公式ホームページなどを活用した情報提供を行うとともに、消費生活講演会やくらしの移動教室を開催し、消費者の意識啓発や情報提供に取り組んでいます。

また、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることから、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。

施策の課題

●複雑多様化する消費者被害を未然に防止するため、適切な情報提供を行うとともに、消費者の意識啓発に努め、併せて被害にあった消費者に対する権利や利益を擁護することが必要です。

主なとりくみ

(1)消費生活向上に向けた取り組みの推進

- ●消費者が的確な判断ができるよう、様々な商品やサービスに関する情報を迅速に提供します。
- ●複雑多様化する消費者被害に適切に対応するとともに、消費者の権利や利益を擁護するため、専門の相談員による消費生活相談を推進します。
- ●若年者から高齢者までの幅広い層に対応した講座や講演会を開催し、消費者トラブルに対する新 しい情報や対処方法を周知するなど、消費生活に関する啓発活動に取り組みます。
- ●市民の消費生活に関する知識が深まるよう、消費生活に係わる問題などに自主的に取り組む消費者団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
相談事案の救済率(救済件数÷相談受付件数)	98.3%	100%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●消費者被害を未然に防止するため消費生活・商品販売に関する知識の向上に努めましょう。

- ●消費者団体は、消費者の意識啓発を図る取り組みを更に広げましょう。
- ●消費者トラブルに巻き込まれたら、関係機関に相談しましょう。

- ●ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう





施策53 地域情報化の推進

施策の目指す姿

様々な分野における I C T **1 の利活用が進み、双方向性を備えたプッシュ型の情報提供 **2 が行 われることにより、市民の利便性が向上しています。

施策の現状

本市では、情報化基本計画に基づき、ICTの利点を最大限に活用し、市民の利便性の向上及び効 率的な行政運営、地域情報化の推進に取り組んでいます。

市民の利便性の向上のための電子化の推進については、公共施設予約システムや埼玉県及び県内 の市町村が、共同で構築した電子申請・届出サービスを運用しており、インターネットを利用した公共 施設の予約や住民票の請求や水道使用開始届など、様々な行政サービスの申請手続きを自宅や出先か ら行うことができます。さらに、マイナンバーカードを持っていれば、住民票の写しや印鑑登録証明書、 納税証明書などのコンビニ交付サービスを利用できます。また、これらのシステムを市民が安心して利 用できるよう、情報セキュリティ対策を進めるとともに、更なる市民の利便性の向上に取り組んでいます。

また、双方向性を備えた市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ| *3 により、市民生活に関 する行政情報や地域情報を発信しています。

施策の課題

●地域情報化を推進するため、情報セキュリティ対策を強化し、市民が利用できるシステムの構築 及び充実に努めるとともに、より利便性の高いサービスを適切に提供することが必要です。

※1 ICTとは

Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から 使われているIT (Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

※2 プッシュ型の情報提供とは

受け手の意思に関係なく情報を自動的に提供すること。プッシュ型の反対語として、受け手の意思で選択的に情報を取りにいく プル型情報提供がある。

※3 市民交流促進総合ポータルサイト 「さやまルシェ」とは

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時 に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

主なとりくみ

(1) I C T の活用と促進

- ■電子申請・届出サービスの対象業務の拡充や継続的なコンビニ交付サービスの提供により市民の 利便性の向上を図ることでマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。
- ●市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」で扱う地域情報を充実させるとともに、ICT を活用した情報連携を進め、地域の活性化の推進に取り組みます。

(2)市民の情報活用力の向上

●市民が電子自治体の目的と効果を理解し、各種情報サービスを正しく利用できるよう、情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに情報活用力の向上に努めます。

施策の成果目標

項 曰	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」の 閲覧件数	61,318件/月	120,000件/月
住民票等の証明書のコンビニ交付発行枚数	2,844枚	6,846枚

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域の情報を提供し、共有しましょう。

- ●ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ●ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう









建築物の適切な管理の 推進

施策の目指す姿

狭山市市営住宅長寿命化計画による市営住宅の適切な管理、また、民間建築物の耐震化や建築物の適切な維持管理などにより、安全な建築物が増加し、災害への備えが進んでいます。

施策の現状

本市の市営住宅16団地については、平成30年度に策定した第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改善事業の実施により、適切な管理に努めており、市営住宅の管理代行制度*1の導入については、自治体が直接運営する以上に委託費が増加している事例もあることから、引き続き検討をしています。

現在の民間建築物の耐震化率は、住宅が約92%、病院、店舗などの多数の方が利用する一定規模以上の建築物*2が約95%であり、民間住宅の耐震化促進のために無料相談会の開催や補助制度について周知を行っています。また、危険なブロック塀や適切な維持管理を行っていない建築物の所有者などに対しては、助言・指導を行い、安全で安心な建築物を増やす取り組みをしています。

施策の課題

●市営住宅の適正な管理を推進するとともに、安全で良好な住環境を保全するため、民間建築物の耐震化や危険なブロック塀の改修及び建築物の適切な維持管理を推進することが必要です。

※1 管理代行制度とは

公営住宅法に定められた制度で、地方住宅供給公社などが地方公共団体の同意を得て、公営住宅の管理を代わって行うもの。 単なる事務委託ではなく市の立場を代行するもので、入居者の募集・決定、入居者の承継・同居者の承認、高額所得者への明 渡し請求、模様替え・増築の承認、入居者に収入状況報告請求などを行うことができるもの。

※2 多数の方が利用する一定規模以上の建築物とは

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に掲げる、階数3以上かつ延床面積1,000m²以上の病院、店舗や、階数2以上かつ延床面積1,000m²以上の社会福祉施設などの建築物のこと。

※3 建築物等の定期報告制度とは

建築基準法で定められている制度で、危険を未然に防止するために建築物、建築設備及び昇降機などについて、適切な維持管理がされているかどうかを専門家の目で調査または検査を行うこと。

主なとりくみ

(1)市営住宅の長寿命化と住宅ニーズへの対応

- ●第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画に基づき、建物の適切な改修・改善事業の実施により長寿命化を図ります。
- ●住宅セーフティーネットとして、適切な住宅戸数の確保と供給に取り組みます。

(2)安全で良好な住環境の充実

- ●耐震性の不足する民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の建築物については、無料相談会の開催や補助制度の活用などにより、耐震化を促進するとともに、大規模災害による建築物やブロック塀の倒壊などの被害の軽減に努めます。
- ●建築物の適切な維持管理のための建築物等の定期報告制度*3 などについて周知し、安全で安心な建築物になるよう改善指導を行います。

施策の成果目標

項 曰	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画に基づく社会資本総合交付金交付対象事業の進捗率	28.0%	100.0%
民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率(累計)	92.0%	95.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●地震等の災害に対する備えについて、家庭や地域ぐるみで考えましょう。
- ●建築物の適切な維持管理のため、建築物等の定期報告を行いましょう。
- ●民間建築物の耐震化への理解を深め、耐震診断や耐震改修工事などに取り組みましょう。

- ●ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう







施策55 危機管理防災体制の充実

施策の目指す姿

頻発、激甚化する災害や、複雑多様化する危機に対応した危機管理防災体制が整備され、災害 や不測の事態が発生した時に迅速かつ的確な対応が図られ、市民生活の安全が確保されています。

施策の現状

様々な災害に対応するため、防災設備の更新等や、備蓄品の安定確保のほか、市民や行政、事業者、 地域などによる主体的な防災体制の整備が求められています。

本市では、災害時などにおける確実な情報伝達手段を確保するため、情報伝達手段の多重化を図る とともに、老朽化した防災設備の更新と適切な維持管理を行っており、備蓄品については、適正な管理 を行い必要な備蓄数量を安定的に確保しています。

また、狭山市防災基本条例に基づき、市民、事業者及び市それぞれの責務及び役割を明確にすると ともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組み、地域防災の充実及び強化を図っています。

市民生活を脅かす事態への対策として、危機管理体制の整備・強化の重要性も増しており、市民生 活を脅かす事態に備え、「国民保護に関する狭山市計画」*1 に基づき、様々な危機に迅速に対応がで きるよう危機管理体制の充実に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、市民の日常生活に大きな影響を及ぼす事態についても、 迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の充実に取り組んでいます。

施策の課題

- ●頻発、激甚化する災害や複雑多様化する市民生活を脅かす事態に迅速かつ的確に対応するため、 地域防災力の向上と総合的な危機管理防災体制の強化が必要です。
- ●防災対策において必要な、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助 け合う「共助」及び行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めて いく必要があります。

主なとりくみ

(1)個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化

●地域防災計画*2、業務継続計画*3、国民保護計画に基づく個別行動マニュアルを整備するととも に、PDCAマネジメントサイクル*4に基づいた見直しを随時行い、各種訓練を実施し、自主防 災組織や防災関係機関・各種関係団体などとの連携を強化します。また、災害時における初動体 制の強化に取り組むとともに、自衛隊や警察との協力体制を強固なものとし、総合的な危機管理

の充

Ⅱ. 後期基本計画

防災体制の構築を推進します。

(2)自助・共助による地域防災力の向上

- ●自治会などを基本とした自助・共助による地域防災力の向上に努め、避難行動要支援者*5避難 支援体制の強化を推進します。
- ●市全域にわたり自主防災組織を育成し、災害用資機材の配備を充実するとともに、自主防災組織の連合体を構築し、地域全体での被害の拡大を防ぎます。
- ●自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等が、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画を作成する取り組みに積極的な支援及び協力を行います。

(3)災害応急対策の充実

●災害時の物資や資機材の備蓄を拡充させるとともに、防災行政無線設備や災害用給水設備など の維持管理を徹底し、災害時における応急対策の充実に取り組みます。

(4)感染症に対する危機管理体制の充実

●関係機関と連携し、感染症の感染拡大によって生じる危機に対し、総合的に対策を推進できるよう危機管理体制の充実に取り組みます。

施策の成果目標

15 口	実績値	目標値
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	令和元年度	令和7年度
避難行動要支援者の避難支援体制づくりに関する協定の締結件数 (累計)	68件	74件
自治会における自主防災組織の結成率 (自主防災組織数÷自治会数)	78.33%	83.33%
自主防災組織リーダー養成講座の参加者数(累計)	254人	632人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●地域防災リーダーを育成し、地域防災力を強化しましょう。
- ●日頃から災害や危機に備えるとともに、非常時には自ら行動できるようにしましょう。
- ●自治会等が実施する防災訓練に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール1 貧困をなくそう
- ●ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ●ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ●ゴール17 パートナーシップで日標を達成しよう











※1 国民保護に関する狭山市計画とは

国が定めた国民の保護に関する基本指針及び県計画に基づき、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に、市民の安全な避難や救援、武力攻撃災害の最小化などの措置が取れるよう、狭山市国民保護協議会が作成する計画のこと。

※2 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、狭山市の地域における自然災害など (地震、風水害など)に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、とるべき災害対策について定めたものであり、狭山市防災会議が作成する計画のこと。

※3 業務継続計画とは

来物権が同盟とは 災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

※4 PDCAマネジメントサイクルとは

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。

※5 避難行動要支援者とは

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のこと。 第4次狭山市総合計画

施策56 消防・救急体制の充実

施策の目指す姿

市民の生命、身体、財産を守るため、埼玉西部消防組合との連携と消防団の充実強化が図られ、 頻発、激甚化する災害などへの対応が迅速かつ的確に行われています。

施策の現状

本市と所沢市、飯能市、入間市、日高市とで構成する埼玉西部消防組合の設立により、消防・救急 機能が広域化され、市域に捉われない対応による初動体制の強化や、消防に関する行財政運営の効率 化と基盤強化が図られました。

同時に、同組合と構成5市の消防団の連携も強化され、災害情報を即時に配信し、速やかな参集に つながる体制が構築されています。

また、「狭山市消防団の組織の再編と施設等の整備に関する基本方針」を策定し、地域防災体制の 再編と、計画的な施設整備も進めており、さらに、女性消防団員による火災予防や応急手当指導、地 域での訓練指導などの活動も積極的に行っています。

施策の課題

●市民の生命、身体、財産の保護及び頻発、激甚化する災害などに迅速かつ的確に対応するため、 埼玉西部消防組合との連携を強化するとともに、消防団員が減少しているなか、組織を再編する など地域の防災体制を充実強化することが必要です。

主なとりくみ

(1) 埼玉西部消防組合との連携の推進

●市民の生命、身体、財産の保護及び様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部 消防組合との連携を推進するとともに、消防・救急業務を円滑に遂行できるよう支援します。

(2)消防団の充実強化

●様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中 心とした地域の防災体制の強化を目指します。

- ●地域の実情を反映した組織・運営体制を目指し、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置 及び計画的な整備を推進します。
- ●火災予防・広報団員、○B団員など、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の活動や 役割のみに参加する機能別消防団員制度*1の導入を検討します。

施策の成果目標

項目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
消防団員数(4月1日時点)	279人	298人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●消防団への入団や活動への支援により、地域の防災力を向上させましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう







消防団員の活動(狭山市総合防災訓練)

※1 機能別消防団員制度とは

全ての消防団活動に参加できない人が、市町村等で定めている特定の活動・役割に従事する制度のこと。



施策57 交通安全対策の充実

施策の目指す姿

市民一人一人が交通ルールとマナーを遵守し、また、交通安全施設の適切な整備により、市内の交通事故が減少しています。

施策の現状

市内での交通事故(物件、人身、死亡)の総件数は、減少傾向にありますが、自転車及び高齢者に関する事故の割合が高くなっています。また、運転中にスマートフォン画面を注視するなどの「ながら運転」や高齢運転者の運転操作ミスに起因する交通事故が増加傾向にあり、社会問題となっています。

こうした中、高齢者をはじめ、未就学児、小中学生など年齢層に応じた交通安全教室を開催するとともに、関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携し街頭啓発活動や交通事故の防止活動を実施し、交通安全意識の高揚に努めております。

また、令和2年7月からは、高齢運転者の事故防止を目的に、運転免許証の自主返納や安全運転支援装置の設置に対する促進策を実施しています。

交通安全施設については、路面標示、道路反射鏡及び道路照明灯などの整備やスクールゾーンやキッズゾーン、ゾーン30*1に指定された区域内における歩行者などの安全対策を進めています。

施策の課題

- ●交通事故の発生を防ぐため、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めることが必要です。
- ●高齢運転者による交通事故が多発しているため、高齢運転者を対象とした交通安全対策が必要です。

※1 ゾーン30とは

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域 (ゾーン)を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。

主なとりくみ

(1) 関係機関と連携した交通安全意識の高揚

- ●交通事故の被害者にも加害者にもならないために、幼児から高齢者までの年齢層に応じて、警察や学校、自治会などと連携して自転車の安全利用を含む交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。
- ●関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携して交通事故の防止活動を推進します。

(2)事故多発地点などへの交通安全施設の整備

●交通の安全を確保するため、事故多発地点や危険箇所に、道路反射鏡、道路照明灯、路面標示などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。また、老朽化した交通安全施設の維持管理及び更新を計画的に実施します。

(3)自転車保険加入の促進

●自転車による重大な交通事故により、多額の賠償請求が発生した場合に備え、全ての人が自転車保険に加入するよう、引き続き周知・啓発します。

(4) 高齢運転者への安全対策

●高齢運転者の事故防止の観点から、運転免許証の自主返納や安全運転支援装置の設置に対する 支援などの安全対策を推進していきます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
	363件	193件
市内で発生した人身事故件数	(令和元年1月から	(令和7年1月から
	12月の合計)	12月の合計)

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●交通安全の意識を持ち、地域の交通安全活動に参加しましょう。
- ●交通安全施設や道路などの破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。
- ●自転車保険に加入しましょう。

- ●ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう





施策58

地域防犯対策の推進

施策の目指す姿

市民、警察、関係団体と連携した地域ぐるみの防犯活動の実施や防犯設備の充実により、市民の防犯意識が高まるとともに、市内での犯罪の発生が減少しています。

施策の現状

本市における、犯罪発生件数は減少傾向にありますが、社会経済情勢の変化に伴い、犯罪の手口や種類が多様化する傾向にあるため、地域防犯パトロールなどの防犯活動を実施するとともに、公式ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用して防犯に関する情報提供を行い、市民の防犯意識の高揚に努めています。

こうしたな中、安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携して、防犯に関する意識の啓発や防犯活動に取り組んでいるほか、自主防犯組織として地域防犯ネットワーク (アポック) *1 が組織され、地域で活発な防犯活動が展開されています。

また、夜間の犯罪発生を防止するため、LED防犯灯の整備を進めています。

施策の課題

●安全で住み良い地域環境を確保するため、地域ぐるみの防犯活動の実施と防犯設備の整備を進めることが必要です。

※1 地域防犯ネットワーク (アポック)とは

自治会、学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

主なとりくみ

(1)地域防犯活動の推進

- ●安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携した防犯活動を実施するとともに、地域防犯ネットワーク(アポック)を中心とした地域住民や事業者による防犯活動や見守り活動を支援し、防犯体制の強化を図ります。また、小学生の下校の際には、通学路での青色回転灯装着車両によるパトロールや地域と連携した見守りを実施します。
- ●公式ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用した防犯に関する情報提供を行うとともに、関係機関や防犯関係団体、自治会などと連携した街頭啓発活動などを実施し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

(2)防犯設備の充実

- ●犯罪を誘発するおそれのある環境を改善するため、地域からの要望箇所や危険性の高い箇所に防犯灯を整備するとともに、防犯カメラの適正な設置及び運用を推進します。
- ●防犯灯の適正な維持管理を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
- United HTML 日 - United HTML HTML HTML HTML HTML HTML HTML HTML	令和元年度	令和7年度
市内の犯罪率	7. 2件	5.4件
「JPNの記事年 (人口1,000人あたりの刑法犯認知件数)	(令和元年1月から	(令和7年1月から
(人口1,000人)0/2/90/刑/宏化認知什致/	12月の合計)	12月の合計)

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●日頃から防犯意識を持ち、地域の防犯活動へ参加しましょう。
- ●防犯設備の破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。

- ●ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール16 平和と公正を全ての人に
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう









基地周辺環境の 整備の推進

施策の目指す姿

基地に起因する障害が軽減されるとともに、周辺の生活環境が適切に整備され、基地周辺で暮らす市民が安心かつ安定した生活を過ごしています。

施策の現状

本市では、航空機などによる騒音、振動等の被害や電波受信の障害等の基地に起因する障害について、国や入間基地に対し、その解消、軽減のための対策を実施するよう要望しています。また、防衛施設が所在する他の自治体と、様々な機会を通じて積極的な情報交換を行っています。

一方で、国の補助事業を活用し、小中学校などの防音・空調工事や道路や消防・防災施設などの整備を実施しており、基地に起因する障害の軽減対策を推進しています。なお、これらの事業に関する情報は、公式ホームページなどに掲載し、市民に周知しています。

施策の課題

●基地に起因する障害を軽減し、基地周辺の生活環境の向上に取り組むことが必要です。また、市民の要望を国や基地に伝えるとともに、基地対策に関する情報を提供することにより市民の理解を深めていくことが必要です。

主なとりくみ

(1)要望活動の推進

- ●航空機の離発着回数の削減や安全飛行の徹底、基地の運用に関する十分な情報提供などについて、国や基地に要望します。
- ●住宅防音工事の対象区域の拡大や工事内容の拡充、補助事業の対象範囲の拡大、補助金の増額などについて、様々な機会を捉え、国に要望します。

(2)基地対策事業の推進

- ●公共施設における防音対策が維持できるよう、計画的に施設などの更新を行います。
- ●基地周辺の住民の生活環境の向上に取り組みます。

第 6 節

- ●道路や消防・防災施設などの整備を推進します。
- ●基地に起因する障害を解消するため、関係機関と連携して周辺住民の生活環境の改善に取り組みます。

(3)基地対策の周知

●周辺住民が安心して生活できるよう、引き続き、基地に起因する障害やその防止対策、国の補助 事業などの情報を、公式ホームページなどで周知します。

施策の成果目標

項目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
国の関係諸機関への要望活動の実施回数	80	80

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●基地対策事業を有効に活用し、生活環境等の向上に取り組みましょう。
- ●基地の存在や役割と基地対策について関心を持ちましょう。

- ●ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



